

『西川材ベンチキットメイカソン』参加規約（参加者用）

NPO法人西川・森の市場（以下総称して「主催者」といいます。）は、主催者が2019年2月に開催を予定しているイベント『西川材ベンチキットメイカソン』（以下「本メイカソン」といいます。）に関する参加規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり定めます。

（本メイカソンの目的）

第1条 本メイカソンは、「寄り添う」をテーマに、主催者と参加者が協力し、プライベート空間において大切な人と同じ風景を眺める時間を支えるためのツールとして、誰でも組み立てのできるベンチキットを提案するメイカソンイベントです。本メイカソンでは、「暮らしの中にもっとベンチを！！」というキャッチフレーズに共感する個人・グループであって、本規約のすべての内容に同意していただき、所定の手続により参加登録をしていたいた方に、次条に定める開催日時・会場において、本メイカソンのテーマに沿ったベンチキットのデザイン、図面、試作品等（以下「成果物」といいます。）を制作していただきます。

（開催日時・会場等）

第2条 本メイカソンの開催日時・会場は以下のとおりとし、その詳細や変更があった場合には、主催者は参加者に対して周知するよう努めるものとします。

	日時	会場
アイディアソン	2019年2月2日（土）	駿河台大学ほか
メイカソン	2019年2月3日（日）	（株）石井ウッド、きまま工房・木楽里
発表&表彰式	2019年2月3日（日）	後日周知

2 本メイカソンの参加にかかる交通費、食費等は、原則として、すべて参加者の自己負担となります。ただし、大学内ゲストルームの宿泊費は無料とする。

（応募条件）

第3条 本メイカソンには、本規約の内容に同意のうえ、本規約に定める会員登録手続を完了していただいた方で、かつ、次の各号の条件すべてを満たす個人・グループが参加できるものとします（国籍、居住地等は問いません。）。なお、未成年の方が本メイカソンへの参加を希望する場合、必ず事前に親権者の同意を得てください。

- （1） インターネットにアクセスでき、かつ、有効なメールアドレスを保持していること。
- （2） 本規約のすべての内容に同意し、本メイカソンへの参加に必要なすべての手続を適切に行っていただくとともに、本メイカソンの円滑な運営に協力し、主催者その他の運営担当者の指示に従っていただけること。
- （3） 本メイカソンの全日程に参加可能であること。

2 本メイカソンの参加者（以下「参加者」といいます。）は、応募者の中から主催者が抽選等の方法により選考を行い、これを決定することとします。

（設備・環境）

第4条 参加者は、本メイカソンの開催日時・会場において、主催者が準備した無線LAN環境および参加企業から提供される木材、工作機械等（以下「提供素材」といいます。）を主催者が指定する方法で利用することができます。

2 参加者は、本メイカソンで使用するPC等の設備、データ等の素材につき、本メイカソンの運営に支障を来さないと主催者が判断する範囲内で、本メイカソンに持参し、これを利用することができます。なお、参加者は、当該素材等の利用が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証し、当該利用に関して第三者との間でクレームや紛争が生じた場合、自らの負担と責任においてこれを解決し、主催者、参加企業および他の参加者に迷惑をかけないものとします。

（秘密保持等）

第5条 参加者は、本メイカソンの終了の前後を問わず、本メイカソンへの参加によって知り得た主催者、参加企業・組織、他の参加者等の秘密事項（提供素材に関する情報を含みます。）および本、メイカソンの成果物（発明、考案、意匠、著作物等を含みますが、これに限りません。また、成果物に関連するアイデア、ノウハウ等を含みます。以下同じ。）を、主催者の書面による事前承諾なく、第三者に開示又は漏えいしないものとします。

2 参加者は、主催者、参加企業・組織、他の参加者等の著作権その他の知的財産権又は名誉、プライバシーその他の権利を侵害し、又はその他の違法・不当な行為をしないものとします。

（権利の帰属）

第6条 本メイカソンに係る提供素材に関する知的財産権その他の権利は、当然に、提供時点における当該権利の保有者に帰属し、参加者は、提供素材に対して、本規約において別段の定めのある場合を除き、一切の権利を主張しないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、本メイカソンにおいて参加者が創作・開発した成果物に関する知的財産権その他の権利は、創作・開発者たる参加者に帰属するものとします。但し、提供素材を使用して創作・開発された成果物に係る権利については、授賞式の日から1年間は主催者が、それ以降は創作・開発者たる参加者が、それぞれ独占的に使用する権利を有するものとし、参加者は、授賞式の日から1年が経過するまでの間、当該参加企業による当該成果物の使用に関して、一切の権利を主張しないものとします。

（解除）

第7条 参加者が次の各号の一に該当した場合、主催者は、何ら通知催告を要することなく、直ちに当該参加者の本メイカソンへの参加を取り消すことができるものとし、参加者はこれになんら異議を申し立てることができないものとします。

- (1) 本規約の各条項の一にでも違反し、主催者から催告を受けた日から2週間以内にその違反を治癒しないとき
- (2) 本メイカソン、主催者又は参加企業の社会的イメージが低下するような行為に及んだとき
- (3) 主催者の指示に従わず、本メイカソンの運営を妨げる行為等に及んだとき
- (4) 暴力団、総会屋その他の反社会的勢力（暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）に該当する者ないしこれらに準じる者であると認められるとき
- (5) 暴力的又は威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき
- (6) その他本メイカソンの参加者としてふさわしくないと主催者が判断したとき

(免責)

第8条 主催者は、参加者が本メイカソンに参加した結果、参加者に生じた損害、損失等につき、当該損害等が自らの故意又は重過失に起因する場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(個人情報取扱い)

第9条 参加者の個人情報の取扱いについては、主催者が別途定める「プライバシーポリシー」によるものとします。

(本規約の変更)

第10条 主催者は、本規約の内容を予告なく改定、追加、変更、又は廃止することができるものとします。この場合、主催者は参加者に対して当該変更等の内容について、参加者に周知するよう努めるものとします。

以上